

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間当時、勤めていた会社が倒産し、求職中であつたが、妻が国民年金の加入の手続を行い、保険料を納付していたことを憶えている。

社会保険庁の記録では、申立期間において、私が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き保険料をすべて納付しているとともに、申立人には、厚生年金保険から国民年金への切替えの機会が 3 回あるが、切替手続をおおむね適正に行っており、国民年金保険料の納付に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料と合わせて保険料を納付していたとされる義母は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間当時、申立人が居住する地区においては、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたことが市役所が保存する国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立人の世帯が納付組織に組み込まれて、同組織を通じて国民年金保険料を納付していたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和42年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年ごろから41年ごろまでの12か月
(A社)
② 昭和42年7月1日から同年11月1日まで
(B社)

①在学中の昭和40年から41年にかけて1年間ほどA社でアルバイトをした。消火器の販売、修理をする会社だった。②昭和42年春に短期大学を卒業し、B社に就職した。海産物を加工し、海産物問屋、小売店に卸す加工業者だった。営業見習いとして上司と得意先回りをした。会社の寮に寝泊まりしていた。

申立期間①及び②を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の上司及び同僚の供述並びに申立人のB社での仕事内容等に関する詳細な記憶から、申立人がB社に勤務していたことを推認できる上、申立人と同じ昭和42年4月にB社に入社した同僚は、「申立人は自分と同じ日にB社を退職し、私鉄の駅でお互いに励ましあって別れたのをはっきりと覚えている。」と具体的に供述しているところ、当該同僚のB社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年11月1日とされており、これは申立人が記憶している退職時期と一致している。

また、B社の当時の経理事務担当者は、「B社では試用期間を設けており、入社して数か月は厚生年金保険に加入させていなかったが、試用期間後は、全員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述し、同僚の一人は、「試用期

間は3か月だった。」と供述している。

さらに、申立人と同じ時期にB社に入社した同僚は、「同時期に入社した者が、自分以外に4名又は5名いた。」と記憶しているところ、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当時同僚を含む5名が昭和42年7月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、複数の同僚の供述から、当時のB社の従業員数は、事業主夫妻を含め、9名又は10名だったと考えられるところ、昭和40年6月1日時点のB社の被保険者数は事業主夫妻を含め7名、同年11月1日時点の被保険者数は事業主夫妻を含め9名であり、B社では、従業員の大半を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人と同年生まれの者の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しており不明であるが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年7月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の記憶から申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は申立期間①に係る人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人が申立期間当時、当該事業所に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は無い。

さらに、申立事業所における元同僚の氏名や勤務期間等についての申立人の記憶は曖昧である上、夜間通学のかたわら日中に勤務するアルバイトだったと供述しており、A社において、厚生年金保険に加入していたことについて明確な記憶は無い。

加えて、A社に係る申立人の雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①において健康保険証及び厚生年金保険被保険者証を所持していた記憶も無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、平成3年8月から4年1月までの期間及び8年4月から11年4月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から51年7月まで
② 平成3年8月から4年1月まで
③ 平成8年4月から11年4月まで

申立期間①については、父が国民年金の手続をし、納付してくれていたと聞いている。

また、申立期間②及び③については、直接、私が市役所へ行って妻の分と一緒に免除申請の手続をしたので、免除されていたはずである。

申立期間について、国民年金保険料の未納期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したこと及び免除を受けたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料未納期間が散見される。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月ごろに払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、その時点で、申立期間①の一部は、過年度納付及び特例納付によらなければ納付できない期間であるが、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付したとは申し立てておらず、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の父親は、既に死亡しており、申立期間①の国民年金加入状況、納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立人の妻と一緒に申立期間②及び③の国民年金保険料の免除申請を行ったと申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人にかかる平成3年8月19日付け国民年金被保険者資格の再取得及び申立人の妻の同日付け第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更は、4年4月に入力処理が行われているとともに、申立人にかかる8年4月27日付け国民年金被保険者資格の再取得及び申立人の妻の同日付け第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更については12年1月に入力処理が行われており、申立期間②及び③時点では、免除を申請することができなかったものと考えられることから、申立内容に不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間②及び③については、申立人の妻の国民年金保険料も未納とされており、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間②及び③の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、歯科医院に勤務していたが、厚生年金保険の適用がなかったため、20 歳になった昭和 56 年 8 月ごろ、両親の勧めにより町役場で国民年金の加入手続をした。その際、国民年金手帳の交付を受けた記憶はない。

国民年金保険料は、毎月婦人会の集金で納めていたので、社会保険庁の記録では、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 7 月以降に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、さかのぼって国民年金に加入しても申立期間の一部は時効により、国民年金保険料を納付できない期間であって、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格取得日は申立人が所持する国民年金手帳、社会保険庁のオンライン記録及び町役場が保管する国民年金被保険者名簿において、昭和 61 年 4 月 1 日で一致しており、申立期間は被保険者資格取得日以前の未加入期間であったため、町役場において申立人の保険料にかかる納付書の作成等を行われなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
社会保険庁の記録では、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立期間当時、毎月、数人分の国民年金保険料を集金して町内会の役員に持参した。申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 6 月に払い出されたことが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、申立期間はさかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付することができない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の義姉に勧められて国民年金に加入し、町内会の役員を通じて国民年金保険料を納付したと供述しているが、申立人の義姉の国民年金加入記録は確認できない上、義姉は既に死亡しており、当時の町内会の役員等関係者から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける供述も得られず、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 374

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 2 月まで

昭和 37 年 4 月ごろから国民年金保険料を納めていたと思うが、加入手続のことや保険料の納付を始めた時期、年金手帳を持っていたかどうかについては、はっきりとは憶えていない。

申立期間当時、私は婦人会の役員をしており、毎月、会員の国民年金保険料を集金して婦人会長に渡していたので、私の保険料も一緒に納めていたと思うが、保険料額等は憶えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 12 月に夫婦連番で払い出されたことが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるが、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の被保険者資格は夫と共に 36 年 4 月 1 日に喪失とされ、申立人が国民年金の再加入の手続を行った形跡は無く、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、配偶者である申立人は任意加入対象者となり、申立期間は、さかのぼって国民年金の被保険者となることができず、保険料の納付もできない期間であると考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人自身が納付していたと供述しているが、国民年金の加入手続や保険料納付についての申立人の

記憶は曖昧^{あいまい}であり、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 61 年 3 月まで
昭和 56 年 9 月に出産のため会社を退職し、市役所で国民年金の加入手続をした。会社を退職するまでは事務の仕事をしていたので、年金制度のことは知っていた。
国民年金保険料は、毎月、金融機関の窓口で 7,000 円から 8,000 円ぐらいの保険料を納付していたことを憶えている。
社会保険庁の記録では、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月ごろ払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、申立期間はさかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 61 年 4 月以降、国民年金の種別変更を繰り返しているが、その事由が発生した都度、速やかに種別変更の届出を行っておらず、国民年金の各種届出が適切になされていなかったことがうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月 1 日から 58 年 2 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 58 年 3 月 15 日から同年 10 月 15 日まで
(A 事業所)

A 事業所に昭和 57 年 9 月 1 日から 58 年 10 月 15 日まで勤務していた。社会保険事務所に照会したところ、57 年 9 月 1 日から 58 年 2 月 1 日までの期間及び 58 年 3 月 15 日から同年 10 月 15 日までの期間について厚生年金保険加入記録が無いとの回答であった。A 事業所では、自動車整備・钣金や集金・顧客の勧誘等工場での仕事全般を 1 日 10 時間前後行っていた。

また、A 事業所を退職する前の昭和 58 年 10 月ごろ、病院での治療のため健康保険証を使用した記憶があるので、厚生年金保険の加入期間が 2 か月間だけであったとは考えられない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者情報により申立期間①において、申立人が A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所は当時の賃金台帳等申立期間に係る申立人の厚生年金保険料控除が確認できる資料を保管しておらず、社会保険事務を担当していたとされる事業主の妻も申立人のことを記憶していないとしている上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和 58 年 2 月 1 日に資格取得、同年 3 月 15 日に資格喪失とされており、申立期間①及び②において申立人が被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無く、申立期間①及び②に係る同原票の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が覚えている同僚 1 名は、社会保険事務所が保管する A 事業

所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されておらず、厚生年金保険加入記録は確認できない上、申立期間②においてA事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している別の同僚については、本人が記憶している入社時期よりも3か月程度遅れて厚生年金保険に加入していることが確認でき、A事業所では、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者情報において、申立人は昭和58年3月14日に離職したとされており、厚生年金保険被保険者資格の喪失記録と一致する上、当時の同僚は「申立人は昭和58年の2月か3月ごろA事業所を退職したのではないか。」と供述するなど、申立人が申立期間②においてA事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを裏付ける周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間中すべての期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月1日から54年3月1日まで

申立期間を社会保険事務所に確認したところ、厚生年金保険の加入記録は無いとのことだった。A社には、昭和52年3月1日から在籍しており、54年3月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の記録訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、当時の賃金台帳等を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和54年3月1日に資格を取得し、59年6月1日に資格を喪失したとされており、これ以前に、申立人がA社において厚生年金保険の資格を取得したことをうかがわせる記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が入社する前に総務部長の任にあったとされるA社の元事業主は、「申立人は、経験を買われて総務部長兼経理部長として入社し、社会保険事務についても監督する立場にあった。」と供述しており、健康保険及び厚生年金保険に加入していない状態で、2年間も厚生年金保険料を事業主により給与から控除され続けていたとは考え難い。

加えて、申立人はすでに死亡し、供述は得られない上、A社において申立人のように別の事業所で定年を迎えた後、管理職として入社した者は他に確認できず、当時、A社に在籍していた複数の従業員から聴取しても申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 13 日まで
A社に昭和 38 年 4 月 1 日から平成 9 年 4 月 14 日まで勤務した。社会保険庁の記録では昭和 38 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 13 日までの厚生年金保険加入記録が無いとのことだったが、A社に継続して勤務しており、途中休職や転勤等はなかったため厚生年金保険加入期間に空白があるはずがない。
当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及びA社の商業登記簿謄本により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は昭和 42 年 4 月 14 日に法人登記しており、それ以前の期間については個人事業所であるため、事業主の子である申立人は、制度上、A社において厚生年金保険に加入することはできない。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書において、申立人の資格取得日は昭和 48 年 6 月 14 日となっており、これは社会保険事務所が保管するA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致し、これ以前に申立人と思われる加入記録は無く、A社が申立人の資格取得日を同日として届け出たものと考えられる。

さらに、昭和 42 年 4 月のA社の法人化以降は、事業主及びその親族も厚生年金保険に加入すべきところ、申立人の資格取得は 48 年 6 月、創業者である父の資格取得は 45 年 2 月、申立人と同じようにA社の役員となっていた兄の資格取得は 48 年 11 月であり、A社は法人化後も事業主一族を速やかに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、A社は当時の賃金台帳を保管しておらず、申立人も申立期間に係る給与明細書等の関連資料を所持していないため、申立人の申立期間に係るA社での保険料控除を確認することができない。

このほか、当時A社で経理事務を担当していたとされる女性従業員は、当時

のことを記憶していないとしており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 16 日から同年 12 月 16 日まで
昭和 12 年から A 社に勤務した。A 社は炭鉱で使うトロッコ等の機械を作る会社だった。社会保険庁の記録では、昭和 17 年 6 月 1 日から労働者年金保険に加入し、喪失が同年 10 月 16 日とされているが、陸軍兵器学校に同年 12 月に入校した後、A 社に退職願を提出し、退職したため、それまでは労働者年金保険の加入期間があると思う。当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 17 年 6 月 1 日に資格を取得し、同年 10 月 16 日に資格を喪失したとされており、申立人が A 社に勤務したことは確認できる。

しかしながら、A 社は、人事記録、賃金台帳等、申立期間当時の書類を保管しておらず、申立人が申立期間に A 社に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、申立人は、「陸軍兵器学校に昭和 17 年 12 月 1 日に入校し、同月中旬に A 社に退職願を提出し、退職した。」と記憶していることをもって申立期間に労働者年金保険に加入していたと主張しているものの、「昭和 17 年 11 月以降は A 社に勤務しておらず、それ以前に会社の寮から実家へと帰省したと思う。」と説明していることから、同年 10 月には A 社に退職の意思を示していたと考えられ、A 社が社会保険庁の記録どおり、同年 10 月 16 日を資格喪失日とする手続を行った可能性がうかがえる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても申立人の資格喪失日は昭和 17 年 10 月 16 日とされ、労働者年金保険被保険者名簿の記録と一致し、これ以降に申立人が、A 社において労働者年金保険に加入したことをうかがわせる記載は無い。

加えて、申立人は当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人が申立期間において、A 社に在籍した事実を推認できる供述は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 8 月 1 日まで
中学校卒業後の昭和 30 年 4 月から 33 年 8 月 31 日まで A 社に鋳物工員として勤務した。社会保険事務所に照会したところ、30 年 4 月から 32 年 8 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。A 社勤務中は、母親に給料を渡しており、「年金を引かれるようになったね。」と言われたことを記憶している。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は既に廃業している上、申立期間において A 社で厚生年金保険に加入していた者が 7 名確認できるが、全員故人となっており、申立人の在籍について供述が得られず、申立人の A 社での勤務期間が確認できない。

また、賃金台帳等申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和 32 年 8 月 1 日となっており、これ以前に申立人の名前の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が記憶している 3 名の元同僚については、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されておらず、A 社での厚生年金保険加入記録が無いとされているところ、このうち 1 名は「A 社に 3 年くらい勤務したが、厚生年金保険に加入した記憶は無い。」と供述しており、同社ではすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

その上、申立人と同日付で A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者が申立人を含め 6 名確認できるところ、申立人の供述から、これら 6 名の入社時期はまちまちだったと考えられ、A 社では、すべての従業員について入社日を厚生年金保険加入日として資格取得手続を行っていたわけではなく、申

立人を含む6名は、厚生年金保険番号を連番で払い出されていることを考え併せると、A社は、入社日の異なる従業員について、まとめて同一年月日に資格取得手続きを行っていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。